

## 諸外国における道徳教育の状況について

※各国の教育課程の構成に関する制度や内容は様々であり、単純な比較は難しい。

本表では、各国の特色を日本と比較できるように、日本の「道徳の時間」に最も近い教科・科目・領域等を中心に示している。なお、学年は小学校から高等学校までの通年表記としている。

	イギリス（イングランド）	フランス	ドイツ	アメリカ
対応する教科・科目・領域等の名称	「市民性」(Citizenship) PSHE(Personal, social, health and economic education) (人格・社会性・健康・経済教育)	「公民・道徳」(小学校) 「公民」(中等教育) 教科とは別に、学校全体で横断的に行う教育として「市民性教育」が導入されている。	州によって異なる。 名称は「倫理」が最も多く、他に「哲学」、「価値と規範」、「生活形成・倫理・宗教」等がある。	州によって異なる。 連邦政府の推進によって、人格（品性）教育（Character Education）が普及している。
法令上の位置付け	ナショナル・カリキュラム（学習指導要領に相当）において、「市民性」は教科・領域として規定。 PSHEは、「non-statutory」（法令に拠らない）プログラムとして規定。	「公民・道徳」「公民」は、学習指導要領で社会科系教科の一科目（必修）として規定。 「市民性教育」は、1999年の教育省通達によって学校で実施するよう求められている。	「宗教科」が国の基本法（憲法に相当）で必修と定められており、その代替科目として必修としている州が殆どだが、単独で必修と定める州もある（ベルリン市、ブランデンブルク州等）。	国・州ともに教科等の設置は定めていない。 州の学校教育法で、人格・品性教育を必修と定める州が18州、実施を推奨する旨の記述のある州が18州となっている。
国や州による規定の内容	「市民性」はナショナル・カリキュラムで目標・内容を規定。 PSHEは目標・内容を「non-statutory」として規定。方法は学校裁量。	国の策定する学習指導要領で目標・内容を規定。	各州が策定する指導要項等（学習指導要領に相当）で目標・内容（取り上げるテーマ等）を規定。	人格（品性）教育を盛り込んでいる州では、目標を示し、学校の教育活動全体を通して推進するよう求めている。
各学年の時間数	「市民性」：7-11学年。時間数は学校裁量。 他学年では全教育活動で実施。 PSHE：学校裁量。学校評価機関（Ofsted）は特設時間の設置を推奨している。	3-5学年：歴史・地理と合わせて年間78時間 6-10学年：歴史・地理と合わせて週3~3.5時間	州によって異なる。多くの州が、中学校以降（7-13学年）で週1~2時間実施。小学校（1-4学年）から実施する州もある。	学校によって異なる。
担当教員	「市民性」は専任教員が実施。 PSHEは小学校では学級担任。中学校では専任教員か学年担任が担当する。	専任教員が実施。	専任教員が実施。	定められていない。学校専任のカウンセラーが特定の時間を設けて実施する例がみられる。
評価	「市民性」は到達目標に示されたレベルに準拠した評価と文章による評価。 PSHEは学期末の「School Report」で文章による記述式の評価が行われている。 外部で実施される中等教育修了資格試験（GCSE）での評価も選択可能。	あり（社会科系他科目と同様、数値による評価）	あり。 数値（等級）による評価。 小学校から設置している州では、数値による評価を行わず記述式で評価する州もある。	数値による評価はない。 学校の判断で、学期末に記述式の評価を行うこともある。
教科書	民間出版社から複数発行。	民間出版社から複数発行。	民間出版社から各州文部省の検定を経て発行。	特に教科書の発行はない（授業等で使用する教材が各種団体や出版社から発行されている）。
公立学校における宗教教育	宗教教育（礼拝等を含む）は義務。「宗教科」は1-11学年で必修。	憲法で禁止。	宗派別の「宗教科」が殆どの州で必修。プレーメンなど一部の州では他科目との選択必修。	宗派教育は憲法により禁止。
特記事項	2014年より新教育課程となる予定。 「市民性」については、新しい目標と内容が示されている。 PSHEの改定は、ナショナル・カリキュラムとは別に進められている。	学習指導要領には、義務教育段階で習得すべき「共通基礎知識技能」として、「社会的公的的技能」（規則の遵守・自他の尊重等）や「自律性・自発的精神」など、道徳に関わる内容が挙げられている。2007年には、これらの「共通基礎知識技能」について観点別に到達度を評価する「個別技能通知表」の導入が決定し、現在、準備が進められている。	欧州評議会が推進する市民性教育の流れを受け、社会科系教科でも伝統的な知識教育だけでなく実践力や心情・態度の育成を含むようになっている。 2007年の法改正により、国は各州の教育に関与できなくなり、各州の自律性が高まっている。	2000年代には政府の公的資金によって人格（品性）教育が推進され、各州や民間教育団体において様々なプロジェクトが実施された。 CEP(Character Education Partnership)等、様々な民間教育団体が、各州のプロジェクトへの支援、教材出版や授業指導案の開発・提供などを行っている。

	中国	韓国	シンガポール
対応する 教科・科目・領域等 の名称 (設置学年)	「品德と生活」(1-2 学年) 「品德と社会」(3-6 学年) 「思想品德」(7-9 学年) 「思想政治」(10-12 学年)	「正しい生活」(1-2 学年) 「道徳」(3-9 学年) 「生活と倫理」(10-12 学年) 「倫理と思想」(10-12 学年) 新たに 2013 年度より、教科とは別に、「人性(人格)教育」を全ての教育活動で行うと定められている。	「公民・道徳」(Civics and Moral Education; CME) (1-10/11 学年) 「公民」(Civics) (11-12/13 学年)
法令上の 位置付け	国が策定する「課程計画」(開設科目と時間数を規定)で、教科(必修)と規定。	国が定める「教育課程」(学習指導要領に相当)で、教科群の中の一教科あるいは一科目として規定。(教科群名は、小・中学校では「社会/道徳」、高校では、「社会(歴史/道徳を含む)」) 小・中(1-9 学年)で必修 高校(10-12 学年)で選択必修	国の教育省が策定するシラバス(学習指導要領に相当)で、教科(必修)として規定。
国や州による規定 の内容	「課程標準」(学習指導要領に相当。各教科の目標・内容等を規定)で、目標・内容を規定。 省・自治区・直轄市で独自の基準を設定可能。	国が定める「教育課程」において、目標・内容を規定。	教育省が学校段階・母語別のシラバスを作成。目標、内容、方法、評価法を明示。
設置学年と 時間数	1-7 学年: 週 2 時間 8 学年: 週 3 時間 9 学年: 週 2 ~ 3 時間 10-12 学年: 週 2 時間	1-2 学年: 年間 128 時間 3~4 学年: 「社会」と合わせて 2 年間で 272 時間 5~6 学年: 「社会」と合わせて 2 年間で 272 時間 (1 単位時間 40 分・年間 34 週) 7-9 学年: 「社会/道徳」として 3 年間で 510 時間 (1 単位時間 45 分・年間 34 週) 10-12 学年: 3 年間で教科群「社会(歴史/道徳含む)」から 15 単位を選択必修(1 単位は 50 分・17 回)	1-3 学年: 週 2 時間 4-6 学年: 週 3 時間 7-10/11 学年: 週 2 時間 11-12/13 学年: 1 モジュール 30 時間
担当教員	小学校(1-6 学年)では学級担任 中学校以降は専任教員	小学校(1-6 学年)では学級担任 中学校以降は専任教員	小学校(1-6 学年)では学級担任 中学校以降は専任教員
評価	あり。数値による教科の評価の他、行動や性格の評価も実施されており、「道徳性」や「公民的資質」が文章による記述と数値(等級)で評価されている。	あり。 小学校では記述式の評価で、数値による評価は行わない。 中学校以降は数値による評価も実施。	あり。数値による評価。
教科書	国(教育部)による審査を経て採択される。	小学校は国定。中等以降は検定。	国定(民族母語別に作成)。
公立学校における 宗教教育	法律により禁止。	宗派教育は教育基本法で禁止。高等学校では、宗教に関する知識を扱う宗教教育は実施可能で、選択必修科目「倫理と思想」の内容に盛り込まれるとともに、選択科目「宗教学」が設置されている。	実施されていない。
特記事項	「徳・知・体の全面発達」が中華人民共和国憲法・教育法に掲げられ、筆頭の徳育は社会主義に根ざす思想信念、世界観の教育を含む。学校教育の全課程を通して重視され、上記教科外の他教科等においても進められている。	現在、「2012 年改訂教育課程」(教育科学技術部告示第 2012 - 14 号)により、2013 年から 2016 年までの移行期間となっているが、上記は現在実施の内容である。 韓国教育課程評価院が「教育課程」の研究・開発を行うとともに教科書の検定も行っている。	2014 年より、価値やコンピテンシーの学習や教科外活動(日本の「特別活動」に相当)を統合的に推進する「人格・市民性教育(Character and Citizenship Education)」を初等中等全学年で順次導入予定でシラバスを作成している。